

群馬県立北毛青少年自然の家使用申込書

令和 年 月 日

群馬県立北毛青少年自然の家所長 様

(申込者) 団 体 名

フリガナ

使用責任者氏名

生年月日・性別

所在地(住所) 〒 -

電 話 番 号 - -

F A X 番 号 - -

次のとおり使用させてください。

使用目的								
使用日時	令和 年 月 日	時から	令和 年 月 日	時まで				
使用人員	区 分	利 用 者		引率者・指導者		計		
		男	女	男	女			
	県内者	甲 類						
		乙 類						
		高校生以下又はこれに準ずる者						
県外者								
計								
使用施設 (使用時間) (○印を)	1号室	2号室	3号室	4号室	5号室	6号室	7号室	8号室
	9号室	10号室	11号室	12号室	リーダー室1	リーダー室2		
	第1研修室	第2研修室	体育館	グラウンド				
	(昼 ・ 夜)	(昼 ・ 夜)	(昼 ・ 夜)					
	キャンプ場	(炊飯棟: A・B・C)	(サイト: A・B・C・D)					
	(テント張数	張)						
備 考								

○申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

自己または自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)には該当しません。

* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の制約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

注 「甲類」とは高校生以下の者(これらに準ずると知事が認めた者を含む。以下同じ。)及びその引率者を含む団体、高校生以下の者及び指導者(高校生以下の者を指導する者をいう。以下同じ。)を含む団体又は指導者の団体であって、営利を目的としないものをいい、「乙類」とは甲類以外のものをいう。

所 長	管理係長	指導係長	所 員	担当者
				・

群馬県立北毛青少年自然の家使用料減免申請書

令和 年 月 日

群馬県立北毛青少年自然の家所長 様

(申込者) 団 体 名

フリガナ

使用責任者氏名

生年月日・性別

所在地(住所) 〒 -

電 話 番 号 - -

F A X 番 号 - -

次の理由により使用料を減免してください。

使用目的							
使用日時	令和 年 月 日	時から	令和 年 月 日	時まで			
使用人員	区 分	利 用 者		引率者・指導者		計	
		男	女	男	女		
	県内者	甲 類					
		乙 類					
		高校生以下又はこれに準ずる者					
	県外者						
計							
使用施設 (使用時間) (○印を)	1号室 2号室 3号室 4号室 5号室 6号室 7号室 8号室	9号室 10号室 11号室 12号室 リーダー室1 リーダー室2	第1研修室 第2研修室 体育館 グラウンド	(昼 ・ 夜) (昼 ・ 夜) (昼 ・ 夜)	キャンプ場 (炊飯棟: A ・ B ・ C) (サイト: A ・ B ・ C ・ D)	(テント張数 張)	
理 由							
減免基準	規則第6条1項			号適用※			
適 応	使用料						円

注 太枠線内のみ記入してください。

※ 規則第6条1項の減免基準

- 1 県が主催し、又は共催する事業に使用するとき。
- 2 県内に在住する保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校もしくは特別支援学校又はこれらに準ずると所長が認めた学校等(以下「学校」という。)が教育活動として使用するとき。
- 3 県内に在住し、又は県内に所在する学校に通学する高校生以下の者又はこれに準ずると所長が認めた者が、和室又はキャンプ場を使用するとき。
- 4 身体障害者手帳、療養手帳(同種の手帳を含む。)又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護者一名が和室又はキャンプ場を使用するとき。
- 5 前号に掲げるもののほか、所長が特別の理由があると認めたとき。

所 長	管理係長	指導係長	所 員	担 当 者